## 使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例(平成十六年東京都条例第六十号)新旧対照表(抄)

改正案					<b></b>				
別表(第二条関係)第一条から第四条まで (現行のとおり)					別表 (第二条関係)第一条から第四条まで (略)				
<b>一</b>	<b></b>	麓	後以時期		<b>華</b> 燦	<b></b>	篦	後以時期	
で ( 思 ( ま か の く の く	こな り) (現行のとな	ら) (駅行のかお	ら) (単作のとお		(略)   から人まで	(智)	(智)	(盤)	
おり) 九 ( <u></u> 配作	ら) (現行のとお	五十十五十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	り) (単行のとお		イ (魯)	(智)	田十田山口	(盤)	